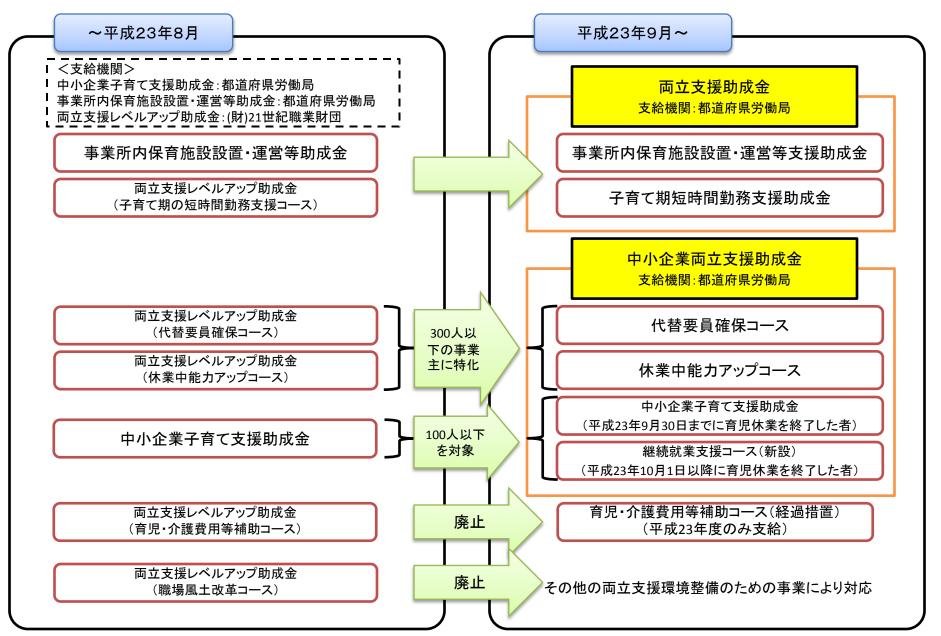
両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金の新設について



両立支援に取り組む事業主への助成金制度の改正について

平成 23 年度予算案額 8,637,876 千円 (平成 22 年度 8,582,612 千円)

【平成23年4月1日施行】

1 両立支援レベルアップ助成金

- (1) 子育て期の短時間勤務支援コース
 - ・ 労働者数 1 0 0 人以下の事業主に対する支給額を、短時間勤務者 1 人目 7 0 万円、 2~5 人目 5 0 万円に変更
 - ○労働者数100人以下の事業主に対する支給額

	支給額(改正前)	支給額(改正後)
1人目	100万円	70万円
2人目から5人目まで	80万円	5 0 万円

- (2) 代替要員確保コース、休業中能力アップコース、育児・介護費用等補助コース
 - ・ 次世代法の施行に伴い、一般事業主行動計画の策定義務範囲を「301人以上」 から「101人以上」に変更

2 中小企業子育て支援助成金

(1) 概要

育児休業取得者が初めて出た中小企業事業主(労働者数100人以下)に対し助成

(2) 改正内容

・ 支給額を育児休業取得者1人目に70万円、2~5人目に50万円に変更

	支給額(改正前)	支給額(改正後)
1人目	100万円	70万円
2人目から5人目まで	80万円	5 0 万円

平成23年9月30日までに育児休業を終了した者までを対象とし、以降は廃止

【平成23年9月1日施行】

両立支援助成金

1 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

事業所内保育施設設置・運営等助成金の内容を引き継ぐ

2 子育で期短時間勤務支援助成金

両立支援レベルアップ助成金の子育て期の短時間勤務支援コースの内容を引き継ぐ

中小企業両立支援助成金

1 代替要員確保コース

(1) 概要

・ 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等復帰させた事業主に 対し助成

(2) 改正内容

- ・ 両立支援レベルアップ助成金の代替要員確保コースを、中小企業両立支援助成金と して支給する。
- 支給対象事業主を労働者300人以下の事業主に変更。
- ・ 全ての事業主につき次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の策定・届出 等を行っていることを要件に追加。
- ・ 支給額を育児休業取得者1人あたり15万円に変更(最初の支給に係る支給対象労働者が生じてから5年間、1年度当たり10人まで)。

○両立支援レベルアップ助成金(現行)

○中小企業両立支援助成金(改正案)

支給対象	規模	金額		
支給対象労働者	中小企業	50万円		
文和対象方側名 が最初に生じた	十八 正未	(40万円)	N	
場合	十个类	40万円		支
勿口	大企業	(30万円)		者
2人目以降の支	中小企業	15万円	V	合
給対象労働者が	大企業	10万円		
生じた場合	八正耒	10万円		

	支給対象	規模	金額
>	支給対象労働 者が生じた場 合	常時雇用する 労働者の数が 300人以下 の事業主	15万円

※括弧内は常時100人以下の労働者を雇用する事業主で、一般事業主行動計画の策定・届出等がない場合の金額

2 休業中能力アップコース

(1) 概要

・ 育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場復帰できるよう、能力 の開発及び向上を図るため、プログラムを実施した事業主・事業主団体に対し助成

(2) 改正内容

- ・ 両立支援レベルアップ助成金の休業中能力アップコースを、中小企業両立支援助成金として支給する。
- 支給対象事業主を労働者300人以下の事業主に変更。
- ・ 全ての事業主につき次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の策定・届出 等を行っていることを要件に追加。
- 支給額を支給対象者一人あたり21万円までとする(育児休業又は介護休業別に、 最初の支給に係る支給対象労働者が生じてから5年間、1年度当たり20人まで)。

○両立支援レベルアップ助成金(現行)

○中小企業両立支援助成金(改正案)

規模	限度額	
中小企業	支給対象者1人あた	
中小企業	り21万円まで	
大企業	支給対象者1人あた	
八正未	り16万円まで	

	規模	限度額
>	常時雇用する労働 者の数が300人 以下の事業主	支給対象者1人あた り21万円まで

※支給額は、職場復帰プログラムの内容及び実施期間に応じて支給

3 中小企業子育て支援助成金

中小企業両立支援助成金として支給することとし、育児・介護雇用安定等助成金(中 小企業子育て支援助成金)の内容を引き継ぐ

4 継続就業支援コース(新設)

(1) 概要

- 中小企業両立支援助成金に継続就業支援コースを創設
- ・ 平成23年10月1日以後に育児休業が終了した者が初めて出たなど一定の要件を 満たした中小企業事業主(労働者数100人以下)に助成(育児休業者1人目40 万円、2~5人目15万円)

<支給対象となる中小企業事業主の概要>

- 就業規則等に育児休業の制度及び原職等復帰措置を設けていること
- 労働者が子の出生後6ヶ月以上育児休業を取得し、当該労働者を育児休業終 了後1年以上継続して雇用したこと
- 全ての事業主につき次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策 定・届出等を行っていること。
- 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のために、その雇用する労働者 に対し研修等を実施したこと

中小企業子育て支援助成金

支給機関:都道府県労働局

育児休業取得者が初めて出た中小企業事業主(労働者数100人以下)に助成金を支給する。 (平成18年度から6年間の特別措置)。

(1) 支給要件

中小企業事業主において、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、労働者が子の出生後6か月以上育児休業を取得し、育児休業終了後1年以上継続して雇用された場合ただし、平成23年9月30日までに育児休業を終了した者までを対象とする。

(2)支給額

上記対象者が初めて出た場合に、5人目まで次の額を支給する。

1人目 100万円 2人目から5人目まで 80万円

ただし、平成23年4月1日以降に支給要件を満たす者については、次の額とする。 1人目 70万円

2人目から5人目まで 50万円

両立支援レベルアップ助成金(案)

支給機関:(財)21世紀職業財団【H23年9月1日以降は都道府県労働局】

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する 旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員 を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主 に支給。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に 規定した事業主の場合

	支給対象労	働者1人当たり
①最初に要件を満たした育児休業取	中小企業	50万円 〔40万円〕
得者(支給対象労働者)が生じた場合 	大企業	40万円 〔30万円〕
②2人目以降の支給対象労働者が生 じた場合	中小企業	15万円
(最初に支給対象労働者が生じた日 の翌日から5年間、①と合わせて1事 業所当たり1年度10人まで)	大企業	10万円

(2)原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定していた事業主の場合

	支給対象労働	動者1人当たり
支給対象労働者が生じた場合 (平成12年4月1日以降、最初の支給 に係る支給対象労働者が生じた日の 翌日以降5年間、1事業所当たり1年度 10人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

※〔〕 〕内の金額は、常時雇用する労働者が100人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合

子育て期の短時間勤務支援コース

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入 し、利用者が初めて出た場合、事業主に支給。

少なくとも小学校就学前(100人以下企業にあっては3歳)までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合。

企業規模	1人目	2人目以降※
100人以下企業	70万円	50万円
101~300人企業	50万円	40万円
301人以上企業	40万円	10万円

※5年間、1企業当たり延べ10人まで (100人以下企業は5人まで)

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給。

①在宅講習

②職場環境適応講習

③職場復帰直前講習

4)職場復帰直後講習

支給限度額	中小企業	21万円
(1事業所当たり100人まで)	大企業	16万円

②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、 ③職場復帰直前講習の支給が優先。

育児・介護費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した 費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業 規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、 その補助等の額の一定割合を助成。

	中小企業	育児:4分の3
助成率		介護:2分の1
	大企業	育児・介護とも3分の1

支給は、1事業所当たり5年間。年間限度額は、1人当たり30万円 (中小企業は40万円)、かつ1事業所当たり360万円(中小企業は 480万円)

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成。

支給額	中小企業	40万円〔30万円〕
(1事業主につき)	大企業	30万円(20万円)

支給機関:都道府県労働局事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成する。

	助成率等	助成限度額		
①設置費	2分の1 (中小企業:3分の2)	2, 300万円		
②増築費	2分の1	増築	1, 150万円 5人以上の定員増を伴う増築、体調 不調児のための安静室等の整備	
J		建替え	2,300万円 (5人以上の定員均	曽を伴う建替え)
③運営費	(大企業) 1年目〜5年目 2分の1 6年目〜10年目 3分の1		1年目~5年目	6年目~10年目及び(※1)
		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円	規模に応じ 最高 466万4千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円	規模に応じ 最高 634万4千円
	(中小企業) 1年目~5年目 3分の2	深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円	最高 634万4千円 規模に応じ 最高 676万4千円
	6年目~10年目 3分の1	体調不調児対応 型	上記それぞれの型の運営に係 る額 +165万円	上記それぞれの型の運営に係 る額 +110万円
④保育遊具等 購入費	自己負担金10万円を控 除した額	40万円		

(※1)両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等 又は事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合

支給機関:都道府県労働局 両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金(案)

両立支援助成金

事業所内保育施設設置・運営等助成金

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤 経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う 事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。 また、保育遊具等購入費用の一部についても助成する。

	助成率
①設置費	大企業2分の1、中小企業3分の2
②増築費	2分の1
③運営費	1年目~5年目:大企業2分の1、中小企業3分の2 6年目~10年目:3分の1
④保育遊具等 購入費	10万円を控除した額

子育で期短時間勤務支援助成金

子育で期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入 し、利用者が初めて生じた場合、事業主に支給。

少なくとも小学校就学前(100人以下企業にあっては3歳)までの子 を養育する労働者が利用できる短時間勤務を導入し、小学校3年生 までの子を養育する利用者が生じた場合。

企業規模	1人目	2人目以降※	
100人以下企業	70万円	50万円	
101~300人企業	50万円	40万円	
301人以上企業	40万円	10万円	

※5年間、1企業当たり延べ10人まで (100人以下企業は5人まで)

中小企業両立支援助成金

中小企業子育て支援助成金

平成18年4月1日以後初めて育児休業取得者が出る など一定の要件を満たした労働者数100人以下の中小 する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の 企業事業主に支給。(平成18年度から平成23年度ま での時限措置。平成23年9月30日までに育児休業がさせた労働者数300人以下の事業主に支給。 終了した労働者が対象。)

	支給額
1人目	70万円
2人目から5人目まで	50万円

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰 代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰

支給対象労働者1人当たり (最初の支給に係る支給対象労働者が生じた日の 翌日から5年間、1事業主当たり1年度10人ま

15万円

継続就業支援コース

平成23年10月1日以後に育児休業が終了した者が ▲初めて出たなど一定の要件を満たした労働者数100人 以下の中小企業事業主に支給。

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰 できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を 図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プ ログラム)を実施した労働者数300人以下の事業 主・事業主団体に支給。

1)在字講習

- ②職場環境適応講習
- ③職場復帰直前講習
- 4) 職場復帰直後講習

支給限度額

(最初の支給に係る支給対象労働者が 生じた日の翌日から5年間、1事業主 当たり1年度20人まで)

21万円

②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、 ③職場復帰直前講習の支給が優先。